

建設業における化学物質管理者講習 保護具着用管理責任者教育のご案内

～建設業になぜ必要なのかがわかる、建設業に特化した講座～

〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL:(024)522-2266
E-mail : info@kensaibou-fukushima.jp

建設現場等で使用する塗料、接着剤、セメントやアスファルトなどの多くの材料には化学物質が含まれております。このため、材料の取り扱いを誤ると、爆発や火災などの危険性、または皮膚に触れることによる葉傷や吸入による健康障害など、生命に危険を及ぼすおそれがあります。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和5年4月1日から順次施行)により令和6年4月1日から事業者は事業場における化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働安全衛生規則(安衛則)第12条の5により、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理することが義務付けられています。

また、労働者に保護具を着用させる時は安衛則第12条の6により、「保護具着用管理責任者」の選任が必要となりました。これにより化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理、その他保護具に係る業務を担当させなければならないこととなりました。

※建設業に特化した講座の特徴

厚生労働省は、建設作業について適切な対策を提案するマニュアルを用いてリスクアセスメントに変える事を認めています。建災防は、作業別のマニュアルを作成しました。建災防版マニュアルは、作成手順に従い作成するだけで法令に基づくリスクアセスメントの記録として使用できます。

つきましては、下記の通り標記講習及び教育を組み併せて開催することといたしましたので、積極的に受講されますようご案内申し上げます。

記

1 講習日時・会場・申込受付期間

開催月		講習日・会場	定員	受付開始日	受付締切日
4月	開催日	化学物質管理者講習 令和8年4月2日(木) 保護具着用管理責任者教育 令和8年4月3日(金)	40名	2月13日(金)	3月10日(火)
	場 所	南東北卸総合センター 郡山市喜久田町卸1丁目1-1			
10月	開催日	化学物質管理者講習 令和8年10月22日(木) 保護具着用管理責任者教育 令和8年10月23日(金)	60名	8月20日(木)	9月24日(木)
	場 所	福島県建設センター 福島市五月町4-25			

※講習時間 化学物質管理者講習 8:25～16:55 受付 8:00～
オリエンテーションを8:25から行います。
保護具着用管理責任者教育 9:00～16:20 受付 8:30～
オリエンテーションを9:00から行います。

※1日目の「化学物質管理者講習」と2日目の「保護具着用管理責任者教育」はセットでの受講を原則としておりますが、個々に受講することも可能です。

2 受講対象者

○建設業における化学物質管理者講習

化学物質を取り扱う建設業の事業場において、化学物質管理者に選任された者、または選任予定の者（安衛則第12条の5に規定）

※元請業者、下請業者（1次・2次・3次）等すべての建設業者が必要です。（別紙参照）

○保護具着用管理責任者教育

保護具着用管理責任者に選任予定の方で、下記①～⑥に該当しない者

ただし、①～⑥に該当する者であっても受講することが望ましい（特に⑤・⑥に該当する者）とされています。

「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」

- ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 安衛法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学、または衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛のうちいずれかの作業主任者の資格を有する者
- ⑥ 安全衛生推進者養成講習の修了者、または安全衛生推進者の選任要件を満たす者

3 講習科目・時間

建設業における化学物質管理者講習

講習科目	時間
第2編 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	90分
第3編 化学物質のリスクアセスメント	120分
第4編 リスクアセスメントの結果に基づく措置等	120分
第5編 災害発生時の措置	30分
第1編 化学物質管理に関する概論及び関係法令	60分
合計	420分

保護具着用管理責任者教育

学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	30分
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	180分
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	60分
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	30分
実技科目	範囲	時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	60分
合計		360分

※呼吸用保護具（防毒マスクまたは防じんマスク）、保護メガネ、防護手袋は自社で使用しているものを持参してください。

4 受講料、テキスト代(消費税含む。)

○化学物質管理者講習

会 員		非会員	
受講料	15,400 円	受講料	15,400 円
教材費	0 円	教材費	1,925 円
合 計	15,400 円	合 計	17,325 円

○保護具着用管理責任者

会 員		非会員	
受講料	18,700 円	受講料	18,700 円
教材費	0 円	教材費	2,750 円
合 計	18,700 円	合 計	21,450 円

※受講申請書は「化学物質管理者講習」と「保護具着用管理責任者教育」の両方必要になります。

5 修了証の交付

それぞれの全科目を受講した方には、「建設業における化学物質管理者講習修了証」と「保護具着用管理責任者教育修了証」を交付します。

6 受講申込み方法

建災防福島県支部(以下「当支部」という。)のホームページの「申込みはこちらから」より申し込んでください。(https://kensaihou-fukushima.jp/)

「化学物質管理者講習」と「保護具着用管理責任者教育」をセットで受講を希望する方も両方入力して下さい。

受付は申込み順とします。定員になり次第締切りますが、キャンセル待ちも受け付けています。

なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

7 受講申込み後の手続き(流れ)

受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

送付先住所 〒960-8061 福島市五月町4-25 建設業労働災害防止協会 福島県支部
--

受講申請書及び受講票に記入、顔写真(縦3.0cm×横2.4cm ポラロイド、カラーコピーは不可)2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、返信用封筒(当支部からの受講票返信用)と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。

※返信用封筒は角形2号を使用し、受講人数を加味して下表の該当する重量の切手を貼り、返信先(会社名又は申請者名)の宛名を記入して下さい。

※返信用封筒が同封されていない場合は着払いにて送付いたしますので、ご了承ください。

(この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。)

定形外郵便	50g以内(受講人数10人以下)	140円
定形外郵便	100g以内(受講人数11人以上)	180円

②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、申込締切日になっても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

- ※受講者は受講料を指定された日までに振込んでください。
振込が終了しないと受講できません。
(指定日は銀行振込案内書に同封いたします。)
- ※振込手数料はご負担願います。
- ※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。
- ※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていないと振込が確認できません。

8 その他(注意事項)

- ① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面(運転免許証等)を持参して下さい。
 - ② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。
 - ③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消(受講料の返還)は振込期限日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当支部にご連絡ください。
また、欠席の場合、次の開催日へのスライドはできません。
 - ④ テキストは講習当日に配付します。講習開始時間の5分前までに着席願います。
 - ⑤ 駐車場は会館前の駐車場となりますが、限りがありますので詰めて駐車するようになります。そのため、講習が終了するまで車の移動はできませんので、ご協力をお願いします。
- ※【土木施工管理技士会の継続学習制度(CPDS)の受講証明書が必要な方へ】
講習会終了後、受講証明書を発行いたします。
CPDSを申請される方は、受講申請書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。

建設業の業種区分別化学物質含有材料使用例

	業種区分	建設工事の内容	主な化学物質含有使用材料(例)	備考
	土木一式工事/ 建築一式工事	総合的な監理、監督(企画、指導、調整)	事務所(灯油、ラッカー、塗料、スプレーのり、ハイター、トナー、消火器等)	
1	大工工事	木材の加工又は取付により工作物を築造する、大工工事、型枠工事、造作工事	型枠はく離剤、コンクリート打継処理材、表面保護剤木材防腐剤、ニス	
2	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい等を塗り、吹付け、又ははり付ける、左官工事、モルタル工事、吹付け工事	セメント、防水材、コンクリート混和剤、パライトプレミックスモルタル、着色剤、モルタル接着、増強剤、漆くい	
3	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	グリース油(減摩剤)、塗料(つなぎめ) さび落としスプレー、コンクリート吹付け剤	
		ロ くい打ち、杭抜き及び場所打ち杭	セメント系固化材、ベントナント、PH調整剤、中和剤、軽油、止水剤、グリース油、(減摩剤、潤滑油) 石灰粉(マーキング)、CO、溶接	
		ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	固化材、土質安定注入剤、裏込め注入剤、発破用品、グリース油、(減摩剤、潤滑油)	
		ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	混和剤、コンクリート養生剤、ショットコンクリート、止水剤、灯油	
ホ その他基礎的ないしは準備的工事	アンカー材、火薬、コンクリート吹付、薬液、セメントプライマー、滑剤、グリース油(減摩剤、潤滑油)、トンネル防水材、硫化水素			
4	石工事	石材(コンクリートブロック、擬石含む)加工又は積方により工作物を築造する石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み工事	モルタル、接着剤、クリーニング液、ワックス、シール材	
5	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	ルーフィング(スレート)、シール材屋根仕上材	
6	電気工事	発電、変電、送配電、構内電気等の設置する工事	耐火パテ、サビ止め、絶縁塗料、ハンダ	
7	管工事	冷暖房、空調、給排水等の設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を配送振るための設備を設置する工事	接着剤、耐火パテ、スプレー塗料(ダクトパッキン) 配管洗浄剤、冷媒ガス、(代替フロン) モルタル、ペンキ、ライニング材、発泡剤	
8	タイル・レンガ・ブロック工事	タイル、レンガ、コンクリートブロック等を築造、取付ける工事	接着剤、モルタル、ALCシール、目地材	
9	鋼構造物工事	鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	サビ止め、補修ペンキ、溶接、溶断、ローバル、アセチレンガス耐火補修材	
10	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、又は組立てる工事	溶接接手・溶断、ガス圧接	
11	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利砕石等により舗装する工事	アスファルト、石灰、凍結防止剤、道路用特殊塗料軽油、補修材、アスファルト乳剤、タール、無収縮モルタル	
12	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	マリンペイント、軽油、中和剤、汚泥沈降剤凝集剤	
13	板金工事	金属薄板等を加工して、工作物に取付ける工事	塗料、サビ止め、表面処理剤(鋼板緑青)	
14	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	シール材、洗剤、フィルム接着剤	
15	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は張付ける塗装、工事、溶射工事、ライニング工事、構造物塗料工事等	希釈材、特殊塗料、プライマー、ラッカースプレー、ライニング材、防じん塗装はく離剤	

	業種区分	建設工事の内容	主な化学物質含有使用材料（例）	備考
16	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト、プライマー、モルタル、シーリング材、防じん塗装はく離剤	
17	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音材、壁紙、たたみ、ビニール床、タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	溶着材、クリーニング剤、シール材、補修剤、発泡剤	
18	機械器具設置工事	工作物に機械器具を取付ける工事等	ケミカルアンカー、サビ止め、（防振材）	
19	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷媒ガス、接着剤、耐火材、シール材、軽油	
20	電気通信工事	有線、無線の電気通信設備等を設置する工事	ハンダ、絶縁塗料、耐火パテ、塗料	
21	造園工事	庭園、公園、緑地等の苑池を築造し、緑化、植生を復元する工事	農薬、化学肥料、土壌改良材、殺虫剤植物保護剤	
22	さく井工事	さく孔、さく井を行う工事（ボーリング工事）	軽油、グリース、ペンナイト、注入薬液、石灰粉CO	
23	建具工事	工作物に木製または金属製の建具を取付ける工事	塗料、接着剤、ニス、とのこ、溶接、サビ止め	
24	水道設備工事	上下水道等の施設を築造、処理設備を設置する工事	接着剤、クリーニング剤、塗料、水処理用薬品浄化剤	
25	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備等を設置する屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事	消火液、接着剤、耐火パテ、ハロゲン、グリース、二酸化炭素	
26	清掃施設工事	し尿処理設備、ごみ処理施設を設置する工事	クリーニング液、つや出し材、中和剤	
27	解体工事	工作物解体工事	水銀、PCB、石綿、アセチレンガス、軽油、グリース、非火薬発破剤、木材防蟻剤	